

月刊

Monthly HRM Materials

人事マネジメント

人財「採用・育成、評価・賃金」実務資料誌

■HRガイド

組織活性化の教科書

P.13

2010
Sep. 9

新連載 2本
トップランナー戦略 P.88
着眼大局の人事 P.92

■要点解説

外国人雇用の実務

P.27

■インタビュー

常見陽平

P.44

■人プロ

藤原久嗣

P.57

■事例研究

ギャプライズ/第一生命/半兵衛麩

P.66

P.71

P.76



IT'S A SMALL WORLD

この業界の人事に学ぶ

～質屋編～

▶ 久々の高視聴率を記録したNHK朝の連続テレビ小説『ゲゲゲの女房』が今月をもって終了する。ドラマは、漫画『ゲゲゲの鬼太郎』の作者、水木しげる氏の妻、武良布枝さんの自伝をもとに、一家の波乱の人生を描いたもの。夢と希望があった戦後の高度経済成長期、不器用だが一途に漫画の道を買く夫と、貧しくとも懸命に支えていく妻の姿が共感を呼んだ。昭和の時代にノスタルジーを感じた人も多かったようだ。ドラマでは、一家が質屋に駆け込むシーンが度々あるが、質屋の亭主は商売に厳しくも他人思いの人物として描かれている。今日、質屋といえば、ブランド品の買い取り業者のイメージが強い。庶民の金融としての役割は変わったのか。テレビの鑑定コーナーでも活躍する千葉県松戸市の江黒質店3代目、江黒元泰氏にお話を聞いた。

質屋編

- 寿司職人編
- バイク職人編
- 印章彫刻職人編
- ネオン管職人編
- 浮世絵商編
- 漫画家編
- アロマセラピスト編
- 矢師編
- 心理カウンセラー編
- ストップモーション・アニメーター編
- 甲冑師編
- 宝石鑑定士編
- 時計修理職人編
- 鞆職人編
- 豆腐職人編
- 家具工房編
- 仏師編
- 時計修理職人編
- ビール醸造職人編
- 蕎麦職人編
- 会計事務所編
- フレア・バーテンダー編

取材・文／坪養生

業界一時代とともに 業態、取扱品も変化

● 江戸時代から需要が急増

「しち」という言葉は、かなり古くから用いられてきた。平安時代の『宇津保物語』には「佩き給ふ御佩刀をしちに置かん」とある。もともと、その意味は現在の「質」とは必ずしも同じではないらしい（平凡社『世界大百科事典』）。質屋の起源については、諸説あるようだが、渋谷隆一氏（駒沢大学名誉教授）の『私営質屋の展開と政策対応』によると、金貸、無尽とともにわが国古来の金融機関であり、鎌倉時代以前から存続しているとしている。

一般庶民に浸透し始めたのは、貨幣経済が広がった江戸時代以降であり、かの豪商三井家も江戸初期の元和年間（1615年～1624年）、伊勢国松坂で質屋と造り酒屋から創業している。

幕府は、1642年（寛永19年）には「質屋仲間掟」を發布し、秩序の維持を図ったが、こうした質物金融の定法は、江戸時代を通して幕府のみならず、各藩においても頻繁に出されていた。

何しろ、質屋の数は、18世紀の江戸では2,700軒、19世紀中頃の大坂では2,400軒に上る。庶民の生活においていかに質物金融の需要があり、その一方で取り締まり



江黒元泰氏。創業60年の江黒質店の三代目。伝統的な質屋営業を残したいと家業を継いだ

の必要があったかがい知ることができよう。

布告された定法は、かなり細かな規定が定められていた。盗品触書への対応策、人品に不相応の貴

重品持参への心得や、置主・請人名前、住所寄留先・判形の確認を義務づけるほか、質営業の名前貸し・取次人の強引な質物勧誘・現実の入質をしない置質・無断営業などの禁止規定もあった。

現在、質屋営業については、1950年に公布された「質屋営業法」が監督法規となっているが、ぞう物（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物）の品触れ（警察が紛失品や盗品などの特徴を書き、質屋・古物商などに触れ示すこと）、名義貸しの禁止など、同様の規定は少なくない。

●質流れで返済義務は消失

一般的に質屋は、人々に家財、衣服や商品などの動産を質草として小口消費資金を融通する庶民金融機関と説明される。最近では、テレビで質屋の買い取りシーンが取り上げられることが多く、若い世代には誤解の向きもあるようだ。そのシステムについて、改めて述べておきたい。

質屋営業法第1条では、「物品（有価証券を含む）を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもつてその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業」を質屋営業とし、都道府県公安委員会の許可を受けた者を「質屋」と定義づけている。

平たくいえば、いわゆる「質草」

の価値に相応する金銭を貸し、期限内に利息を含めて返済されれば、質草を返却し、返済されなければ没収（「質流れ」）するというものである。

「例えば、時計が持ち込まれて査定が1万円であれば、1万円までお貸しできます。質の期限は基本的に3ヵ月間で、その間、元金と利息が発生します。うちの場合ですと、1万円であれば1ヵ月900円の利息になりますから、1ヵ月で返済される場合、1万円と900円で品物はお戻しします。期限が過ぎると流れることになりませんが、お客さんの返済の義務もなくなります。質流れでお終いということ。質屋には取立てがないので、返済に追われることがないというのがメリットですね」（江黒元泰氏）

昨今、社会問題となっている多重債務に陥ることもない。質屋が庶民の金融として定着してきた理由は他にも挙げられる。審査が簡易なことである。質屋営業法では、「質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない」としているだけであり、運転免許証や健康保険証などで身分証明すれば足りる。消費者金融のように年収証明はいらぬし、過去の借金歴が問題となることもない。

さらに、昔ながらの人情が残っているのも質屋の特徴であろう。

「金融機関のように3ヵ月経っ



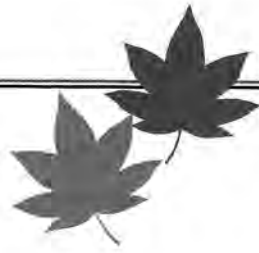
千葉県松戸市の江黒質店。戦後、祖父の江黒忠吉氏が浅草の露天商から始め、昭和42年に現在の場所で営業を開始した



質物台帳。質屋営業法では、質契約、質物返還、流質物処分をしたときに、その都度、帳簿に所定の事項を記載することを義務づけている

たらきっちり流すところもありますが、うちの場合、期間内に返せる目処がないときは、利息だけ払えば期限を延長しています。ときには、値段が付かないものが持ち込まれ、どうしてもと言われて、お貸しすることもあります。半分以上は、返ってこないんですが」

なお、ほとんどの質屋は買い取り業務も行っているが、これはリサイクルショップに求められる古物商の許可も得てのことである。保管の必要がないだけに、査定額も高くなることが多い。



二代目の父、江黒政吉氏と。元泰氏は二代目の手を借りながら店の全般を取り仕切る

●ピーク時の16%程度にまで激減
警察庁の『平成21年中における古物・質屋営業の概況』によると、質屋許可は、昭和33年の2万1,539件をピークに減少し、平成21年末には3,422件（前年比87件減）と、ピーク時の16%程度にまで激減している。

「現在、コンビニは全国で4万店舗あるといえますから、昭和33年当時の2万件は、その半分くらいで、かなりの数だったことが分かります。まさに急にお金が必要になったときの庶民の金融でした。それが、消費者金融が現れ、銀行がキャッシングを始めるなど、無担保でも手軽に借りられるようになったことが質屋が激減した原因です。後継者がいないこともあるでしょう」

時代とともに変化したのは数だけではない。前述のように、本来の質屋営業における貸し付けから、古物商の範疇であるブランド品、貴金属の買い取りが主流とな

っている。なかには、買い取りに力を入れ、リサイクル品の小売業で事業を拡大しているところもある。

「うちは、買い取りもしていますが、基本的に昔のままの営業でやっています。ただ、持ち込まれる品物はずいぶん、変わってきました。時代によって流行り物があるんです」

質屋全盛の時代までは、和服などの衣類が主流だった。やがて、昭和40年代の高度経済成長期には電化製品が増え始める。昭和50年代半ば頃から貴金属や国産時計が主流になり、バブルに突入した平成からはブランド品や輸入時計が加わった。

「戦後、間もない頃は、朝、職人さんが米びつに米が入ったまま持ってきて質入し、夕方、出して帰ったという話も聞いたことがあります。そこまででないにしろ、傘や長靴というのはよくあったようです。僕が物心をついた頃は、まだ電化製品も多く、冷蔵庫や洗濯機などを倉庫にゴロゴロ運んでいたのを覚えています。今は、衣類を扱わない質屋もありますが、うちでは昔のように扱っています」

なお、質屋は庶民の金融といわれるものの、法律上は金融業者とはみなされていないため、貸金業における利息制限法の規制（10万円未満の年利20.0%）を受けない。少額融資であることや、3ヵ月と

いう短期融資であることに加え、質草の査定と保管の手間を勘案し、年利109.5%（1日当たり0.3%）までの高い上限金利が認められている。

教育—今も残る 徒弟制度の名残り

●経験で鑑定眼を養う

質屋は700年の歴史を有する商売である。庶民に広がった江戸時代以降は丁稚、小僧からたたき上げられ、番頭に出世した後、店主の許可を受けて独立という「徒弟制度」が当たり前の世界であった。戦後、こうした慣習はすたれたものの、依然として修業という概念は残っている。

「今でも修業中の身分を『丁稚』と呼んでいます。僕のように家業が質屋でも外のお店に丁稚に出され、3年間は修業します。そして、4年目はお礼奉公するのが一般的かと思います。もちろん、最近では、こうした修業をしないケースも増えていますが」

他の業界と同様、最初は雑用から始まり、「値踏み」と呼ばれる質草の鑑定の要領やその着眼点などを学んでいくことになる。質屋営業では、貸し付けによる金利が利益となることはもちろんだが、期限内に返済されなかった場合の質流れ品を古物交換市場で売却した利益も大切な収益源である。しかし、市場で値を付けるのは、素

人でなくプロであるため、質草の値踏みを誤ると貸付元金を割り込むことになりかねない。また、質屋に持ち込まれる物は広範であり、特にブランド品や美術品は常に偽物のリスクがある。最近、主流となっているブランド品のバッグなどは種類も多く、それに相応する偽物が作られているため、鑑定眼を養うのは容易ではない。

「毎年、新しいものが出るたびに勉強しています。ブランド品も流行に影響されるため、相場感を養うことも必要ですね。流行から外れれば、当然、売れなくなりません。だから、メーカーのほうも次々と新商品を出してくるんです。初めての物はこちらも予備知識がなければ、高く値を付けて失敗することもあります。何しろ、騙そうとやってくる詐欺集団もあるんですから。困っている人を装って、新商品を持ってこられたら、『あっ、やっちゃった!』なんてことになりかねません」

偽物かどうかは、日々の勉強で見抜くことができるとしても、本物の盗品の場合は質草だけを見ては対処のしようがない。質屋営業法では、盗品の場合は被害者に対し、無償で盗品を返還しなくてはならないこととしているため、損害は大きい。

「人も見なければならぬということですが、こればかりは修業時代には分かりません。長年やっ

ている二代目の父は『何かおかしいぞ』と指摘することがありました。盗んだ本人が代理人を使うなど、巧妙化していますから、見分けるのは簡単ではないですね。僕も9年目になってようやく分かるようになってきました。経験しかありません」

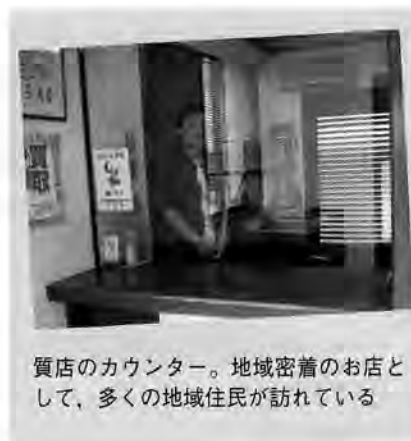
●人の役に立つ伝統ある仕事を継ぐ

江黒質店は、戦後、祖父の江黒忠吉氏が浅草の露天商から始め、昭和42年に現在の場所（松戸市五香駅前）で営業を開始した。三代目の元泰氏は、獨協大学経済学部に入學するまでは後を継ぐ意志はなかったと言う。

「質屋にいいイメージがなかったんです。それが大学に入ってから変わりました。旅行が好きでバイクにテントや寝袋を積んでよく一人旅をしていました。地方に行ったときに人の人情に触れることがあって、人のためになる仕事をしようと思うようになりました。そう考えると、質屋は人のためになっているんですね。たまたま、大学に質屋の研究をしている教授がいらっしゃって、そのゼミで質屋の研究をするなかで、家業を継ぐ意志を固めました。伝統ある職業をなくしたくないという気持ちも強かったですね」

平成14年3月、卒業と同時に池袋の質店に修業に入った。

「正直、恵まれていました。普通、大きなお店だと、買い取り部



質店のカウンター。地域密着のお店として、多くの地域住民が訪れている

門や販売部門など、今、主流になっている特定の部門だけで修業を終えてしまうことが少なくありません。僕の場合、いろんな仕事に携わらせてもらえました。社長がよく現場に出ていたことも大きかったと思います。直接、あれこれ指導を受けるわけではありませんが、仕事ぶりを直に見て勉強することができました」

元泰氏は、丁稚の3年を終え、4年目のお礼奉公を経て家業に入るつもりだったが、社長に引き止められてさらに1年、留まった。5年間に値踏みしたブランド品、貴金属はおびただしい数に上る。

「宝石は場所が池袋だけあって扱う数が多いんです。ブランド品についても知識は全くなかったんですが、ヴィトンだけでも年間で数千個は扱いました。おかげで、遠くから一瞥しても真贋は分かります。ここを見るという決まりがあるのではなく、数を見てきた経験で判断できるんです」

家業に入ると、1年間かけて宝



元泰氏は、修業後すぐに1年かけて宝石鑑定資格も取得した

石鑑定の専門資格を取得。現在は、先代の父、政吉氏の手を借りながら店の全般を取り仕切っている。

要件—伝統と地域と人のために

「僕がこの仕事をやるうえでいつも考えているのは、『伝統を守りたい』『お客さんのためになりたい』『地域に必要とされるお店にしたい』ということです。質屋は地方によって品物はもちろん、お客さんも違ってきます。都内の質屋では他県からのお客さんも多いのですが、うちでは地域密着でやってきました。親子二代で来てくれるお客さんもいます。値段が

付かない物を預かれば、損をすることもあります。それでも、『あのときは助かりました』と返済しに来てくれるお客さんがいるから、頑張っていけるんです。正直なところ、貸し付けでは、質草を預かれば預かるほど保管のために負担が生じ、5,000円以下の場合、採算が合わないため、扱わないところも少なくありません。でも、僕はそれを扱うのが質屋の仕事だと思っています」

Feedback

貸金規制の受け皿に

今年6月、改正貸金業法の第4次施行が行われた。内容は、他社も併せて年収の3分の1以上の額の借り入れができないようにするもので、「総量規制」と呼ばれている。これにより、従来の利用者の約半数が借り入れ不能になったといわれている。消費者金融業者にとっては、今までの「無担保・高金利で多数の人に貸す」というビジネスモデルが行き詰まり、片や、すでに3分の1を越す借り手は、まず与信限度内まで返済しなければならなくなる。過剰貸付けの抑制というねらいが、借り手を高利のヤミ金や街金に走らせ、重大な事態を引き起こす可能性を指摘する声もある。金融庁の周知度も十分とはいえ、水面下で大きな影響が出ているのではないだろうか。

改正貸金業法は、2006年から段階的に施行されているが、この間、貸金業者の数は激減してきた。金融庁の『貸金業関係統計資料集』によると、過去ピークだった1986年には4万7,000の貸金業者が存在していたところ、2008年3月末時点には9,115業者まで激減。さらに2009年2月末時点の登録業者は6,477まで減っており、1年間でおよそ3分の1が倒産あるいは廃業したことになる。

一方、消費者金融の台頭から激減を余儀なくされ

てきた質屋の動向を精査すると、2007年まで三桁台で減少してきた許可数はここ2年、二桁台に留まる。逆に二桁台で増えてきた新規許可数はここ2年は三桁台で推移している。リサイクルショップ人気にあやかった買い取り中心の質屋が増えているとみられる。しかし、質屋本来の貸し付け業務も見直されてしかるべきではないだろうか。

「質屋本来の仕事は、驚くほど今の若い人には知られていません。質屋の場合、そもそも、質草がなければ借りられないので、多重債務になることはありません」

現在、元泰氏は千葉テレビ『土曜BangBang!』（毎週土曜日朝9:30～10:00）の「鑑定コーナー」で番組に持ち込まれた様々なものを鑑定し、査定している。

「質屋をもっと知ってほしいと思います。僕は、『自分が持っているものの価値で借りるんだから、銀行に預金しているお金を下ろすのと変わらないですよ』と言っています。お客さんが借りる一方ではないんです」

NHK朝の連続テレビ小説『ゲゲゲの女房』で登場した人情ある質屋の店主は決して過去の存在ではない。

江黒質店のホームページ <http://www.eguro78.com/>